

遊漁船業の適正化に関する法律に係る行政処分実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「法」という。)に基づく行政処分の実施に関し必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的する。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、法及び行政手続法(平成5年法律第88号)の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この要領は、法第18条及び第19条第1項各号の規定に基づく処分(以下「処分」という。)に適用する。

(行政指導)

第4条 知事は、遊漁船業者が、法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は違反するおそれがある場合、速やかに改善のための措置を講ずるよう指導する。

(処分の適用)

第5条 知事は、前条の規定による行政指導によっても迅速な改善のための措置がなされない場合には、その内容に応じて処分を行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政指導を経ることなく処分を行うことができる。

- (1) 行政指導による改善が期待できないことが明白である場合
- (2) 法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合
- (3) 海上保安庁等の捜査により犯罪事実が明白であり、処分を行うことが相当であると認められる場合

(処分の内容)

第6条 法第18条及び第19条第1項各号の規定に該当する違反行為の内容及び当該違反行為の内容に対応する処分の内容は、別表のとおりとする。

(違反行為の併合)

第7条 知事が処分を受けていない2以上の違反行為について処分する場合は、それらの違反行為の内容に対応する別表に定める処分の内容のうち最も重いものによるものとし、その重さの序列は、重い順から登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令とする。

(処分の加重)

第8条 遊漁船業者が事業停止命令の事由となる違法行為を行った日以前5年以内に法に基づく知事の事業停止命令を受けたことがある場合は、60日に当該事業停止命令を受けた回数に乗じて得た日数を事業の停止を命ずる日数とする。

2 前項の規定により事業の停止を命ずる日数が180日を超える場合は、当該遊漁船業者に対する処分の内容は、登録の取消しとする。

(処分の軽減)

第9条 被処分者に対する聴聞の結果等により酌量すべき事情があると認める場合は、第4条から前条までに規定する処分内容の別により、次のとおり軽減した処分内容とすることができる。

(1) 処分内容が登録の取消しの場合

180日の事業停止命令

(2) 処分内容が事業停止命令の場合

算出された期間の2分の1の期間の事業停止命令

(処分の保留)

第10条 司法上の捜査が行われ、または書類送検、起訴等がなされたときは、必要と認められるまでの期間、処分を保留することができる。

(処分の手続)

第11条 処分に係る手続は、行政手続法及び秋田県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年秋田県規則第52号）に定めるところによる。

附則

この要領は、令和5年6月23日から施行する。

(別表)

条	項	号	違反行為 (処分事由)	処分※
第7条	第1項		登録内容変更の届出義務違反・虚偽の届出	30日
第11条	第1項		業務規程の届出義務違反・虚偽の届出 (変更届けも含む)	30日
第12条			遊漁船業務主任者の選任義務違反	60日
			遊漁船業務主任者による遂行義務違反	30日
第13条	第1項		気象等に関する情報の収集義務違反	業務改善命令
	第2項		利用者の安全確保義務違反 (気象情報等により安全確保が困難であると認めたとにもかかわらず遊漁船を出航させた場合)	業務改善命令
第14条			利用者名簿の備え置き義務違反・必要事項記載義務違反・虚偽の記載	業務改善命令
第15条			利用者への採捕ルール等周知義務違反	業務改善命令
第16条	第1項		標識の掲示義務違反	業務改善命令
第17条	第1項		名義貸禁止違反	登録取消
	第2項		事業貸渡等禁止違反	登録取消
第18条			利用者の安全等を害する事実の認定	業務改善命令
第19条	第1項	第1号	業務改善命令違反	60日
	第1項	第1号	事業停止処分違反	登録取消
	第1項	第2号	不正の手段による登録	登録取消
第6条	第1項	第2号	遊漁船業者で法人であるものが第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその遊漁船業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者に該当	登録取消
	第1項	第4号	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当	登録取消
	第1項	第5号	遊適法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法若しくは水産資源保護法又はこれらに基づく命令の規定に違反し罰金の刑に処せられ、執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当	登録取消
	第1項	第6号	遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するものに該当	登録取消
	第1項	第7号	法人でその役員の中に第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるものに該当	登録取消
	第1項	第8号	遊漁船業務主任者を選定しない者	60日
	第1項	第9号	損害賠償保険が基準に適合していない者に該当	60日
第24条	第1項		報告義務違反・虚偽の報告・立入検査拒否等	45日

※日数の記載は、事業停止期間を指す。